八頭町人権を尊重するまちづくり基本計画

鳥取県八頭町

目 次

は	じゃ		1
第1		:的考え方	
1	計画	策定の趣旨	2
2	• •	標	
3		の性格	
4		期間	
5	推入	体制	3
第2	章人村	教育・啓発の推進について	5
1	重易	課題における人権教育・啓発の推進	
	(1)	同和問題	
	(2)	女性	
	(3)	子ども10	
	(4)	高齢者12	
	(5)	障がい者13	-
	(6)	外国人15	_
	(7)	病気にかかわる人17	
	(8)	その他の人権課題	8
2	あり	ゆる場 (機会) を通じた人権教育・啓発の推進20	0
	(1)	家 庭	
	(2)	地域社会20	0
	(3)	学校等2.	1
	(4)	企業・団体等22	2
3	人村	に関係の深い職業に従事する人たちに対する人権教育・啓発20	3
	(1)	教職員·社会教育関係者······23	3
	(2)	医療・保健福祉関係者・・・・・・・・・・・23	3
	(3)	行政職員·消防団員······24	4
4	人村	での養成、カリキュラム・教材・手法の開発25	5
資料	編…		7

はじめに

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である とした世界人権宣言の理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法においても、法の下の平 等及び基本的人権の保障が定められています。

この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見 のない社会が実現されなければなりません。

21世紀は、「人権の世紀」といわれています。「人権」というと、どうしても「難しいもの」、「堅くるしいもの」などと考えられがちですが、人権とは、すべての人々が生まれながらに持っている権利で、人間が人間らしく生きていくため、誰からも侵害されることのない基本的な権利です。

本町は、「人権尊重」を宣言し、互いの理解と協力と信頼により、人権が尊重された明るく住みよいまちを築くことをめざしています。第2次八頭町総合計画で基本施策の一つとして「人権尊重のまちづくり」を掲げるとともに、平成17年に制定した「部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」に基づく「部落差別撤廃・人権擁護総合計画」を平成18年に策定し、人権・同和教育と啓発に関するさまざまな施策を推進してきました。

このような取り組みの結果、人権に対する理解や認識はある程度深まってきましたが、同和問題、女性、子ども、高齢者などの人権課題が依然として存在しているほか、社会経済情勢等の変化に伴い、新たな人権課題も生じてきています。

こうした中、今後さらなる効果的な施策の推進を図るため、計画の見直しを行い「八頭町 人権を尊重するまちづくり基本計画」を策定しました。

本計画の策定にあたりまして、町民意識調査により貴重なご意見をいただきました町民のみなさま、また、慎重な審議をいただきました八頭町部落差別撤廃人権擁護審議会のみなさまに対しまして、こころから感謝とお礼を申しあげます。

これからも、一人ひとりの人権が尊重され、偏見や差別のない明るい地域社会が実現できるよう取り組んでまいりますので、引き続き町民のみなさまのご理解とご協力をお願いします。

平成28年3月

八頭町長 吉 田 英 人

第1章 基本的考え方

1 策定の趣旨

平成17年(2005年)3月に郡家町、船岡町、八東町が合併し、新しく「八頭町」が誕生しました。 旧郡家町では、昭和48年(1973年)に「人権尊重のまち」を、旧船岡町・旧八東町では平成 2年(1990年)にそれぞれ「人権尊重」を宣言していましたが、合併後も、新しい八頭町と して、平成17年(2005年)に「人権尊重」を宣言し(※1)、人権の尊重をまちづくりの理念 として引き継いでいます。

国においては、平成9年(1997年)「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定・公表しました。また、平成12年(2000年)に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、平成14年(2002年)に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。この法律には、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」(第5条)との規定があり、鳥取県では平成9年(1997年)に策定した「鳥取県人権施策基本方針」を国の基本計画との整合性を図るとともに、それまで基本方針と並行して人権教育・啓発の推進の指針としてきた「人権教育のための国連10年鳥取県行動計画」を包括したものとして、改訂が行われています。

本町では、平成17年(2005年)に制定した部落差別撤廃及び人権擁護に関する条例に基づく「部落差別撤廃・人権擁護総合計画、実施計画」を平成18年(2006年)に策定し、平成27年度を目標に部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向け、人権啓発活動や人権教育はもとより、住民一人ひとりの人権尊重の立場にたった施策を積極的に推進してまいりました。

しかし、近年は、国際化、情報化、高齢化、少子化等の進展に伴って、幅広い分野に及ぶ 新たな人権課題も生じてきています。

そこで、これまでの成果と課題を踏まえ、より一層効果的な施策の推進を図るため、この たび「人権を尊重するまちづくり基本計画」を策定しました。

2 月標

自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、あらゆる教育、啓発、研修等の場を通じて、町民相互の理解を深めるとともに、確かなものの見方、考え方、そして行動力を培うための学習を重ね、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざします。

3 計画の性格

本町は、第2次八頭町総合計画において「住民が主役のまちづくり(協働)」を基本目標

の一つとして、町民一人ひとりが主体的にまちづくりに参画できる仕組みをつくり、町民相 互の触れ合いと連帯感が高まる地域社会の構築を進めています。「八頭町人権を尊重するま ちづくり基本計画」は、総合計画の基本施策のうち「人権尊重のまちづくり」の分野に係る 個別計画であり、本町が実施する人権教育・啓発の推進及び町行政全般における人権尊重へ の配慮に対する基本方針を明らかにするとともに、今後の具体的施策の中・長期的な方向性 を示すものです。

また、企業や関係機関、団体をはじめ広く町民に、わかりやすく人権教育・啓発の必要性を理解していただき、人権意識をより高め、行動の実践を促すものです。さらに、町民一人ひとりがあらゆる場(機会)を通じて、自主的に人権教育・啓発に取り組むことを期待するものです。

今後、「八頭町人口ビジョン」「八頭町総合戦略」「八頭町人権教育基本方針」「八頭町男女 共同参画プラン」「八頭町障がい者計画」「八頭町高齢者福祉計画」等の各種計画に基づく施 策は、この基本計画の趣旨に留意しつつ推進していくとともに、新たな計画の策定又は各種 計画の改訂の際には、人権尊重の視点を一層盛り込み、人権施策を関係部署と連携を図りな がら総合的に推進していくこととします。

4 推進期間

この計画の推進期間は、平成36年度(2024年度)までの9年間としますが、人権を取り巻く社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。基本計画に掲げた施策の、目的に達成のための具体的な事務事業については、実施計画等を策定し推進する。

5 推進体制

- (1) すべての機関で人権尊重の視点に立った行政施策を実施するため、庁内の人権施策推進 体制を強化し、人権施策に関する連絡・調整と人権問題に関する情報等の共有を図ります。
- (2) 施策の推進にあたっては、官民で組織する八頭町同和教育推進協議会を中心として各地区同和教育推進委員会や各種団体・企業等と連携を図りながら総合的に計画を推進します。
- (3) 地域や家庭等の、人権教育・啓発を進める自治会組織や町内の団体等の活動に対しては、 積極的に協力や支援を行います。
- (4) 計画の推進について、あらゆる機会を通じて人権に関する情報の提供に努めるとともに、 幅広く町民の意見等を取り入れ、効果的な推進に努めます。
- (5) 本町が実施する諸施策の推進にあたっては、この計画の策定の趣旨を踏まえ、常に人権尊重の視点に配慮するよう努めます。

(※1) 人権尊重宣言

「平成17年12月22日、本町議会の議決を経て、次のとおり人権尊重宣言を行いました。

日本国憲法は、すべての国民が法の下に平等であること、及び基本的人権の享有を定めています。

また、世界人権宣言では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ 尊厳と権利について平等である。」さらに、「人間は、理性と良心とを授けられており、 互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と謳っています。この理念は、 誰も侵すことのできない人類普遍の原理であります。

人権を無視し差別することは、ときに、かけがえのない人命までもうばってしまいます。

こうした現状を正しく認識し、人権尊重の精神を涵養し、すべての人々の基本的人権が守られるよう努めなければなりません。

私たちは、基本的人権を尊重し明るい町を実現するため、研鑚を重ね行動することを ここに宣言します。

第2章 人権教育・啓発の推進について

1 重要課題における人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発は、人権の意義や重要性が知識として身に付き、日常生活で態度や行動に 現れるような人権感覚を身に付けることが重要です。そのため、対象者の発達段階に応じな がら、家庭、学校、地域社会、職域などあらゆる場と機会を通して実施することにより効果 を上げるものと考えられます。

人権教育・啓発の推進にあたっては、法の下の平等や個人の尊重といった人権全般に共通する視点から、それぞれの人権課題の解決を図るものと、さまざまな人権課題を個別的な視点から解決することにより、あらゆる差別の解消へと繋げていくものがあります。この2つの方法があいまって人権意識の高揚が図られ、人権尊重についての理解が深まっていきます。ここでは、各重要課題における人権教育・啓発について、本町の現状や今後の具体的な施策の方向性等を示すものです。

(1) 同和問題

① 現状

昭和40年(1965年)に同和対策審議会(※1)は、前文で「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる問題である。」また、「その早急な解決こそが国の責務であり、同時に国民的課題である。」と答申しました。

国は、この答申を受けて昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」(同対法)を制定し、その後「地域改善対策特別措置法」(地対法)、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)と、法律が失効する平成14年(2002年)3月までの33年間にわたり特別対策を行ってきました。

この結果、同和地区における生活環境の改善をはじめ物的な基盤整備は着実に成果を収め、格差は大きく改善されました。差別意識については、一定の進展が見られるものの、平成27年に実施した「人権・同和問題に関する町民意識調査」からは、結婚や身元調査において依然として根深いものがあるという結果がでています。

同和問題の解決を図るための人権教育・啓発については、平成8年(1996年)5月の地域 改善対策協議会の意見具申(※2)の「同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に 向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを もった現実の課題である。」との趣旨に留意し、これまでの同和問題に関する教育・啓発活 動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとら え、以下の取組を積極的に推進します。

② 課題

平成27年(2015年)に実施した「人権・同和問題に関する町民意識調査」の結果から、今でも、同和地区関係者に対する結婚や就職に際しての差別意識が認められます。また、部落学習会での「若年層の参加促進」が課題に挙げられ、「研修会のマンネリ化」、「学習会が実効性を伴わない」等の意見が有りますが、その要因の一つとして、物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いていない等、行動や実践が伴わないことが挙げられます。部落差別をはじめあらゆる差別の現実に深く学び、知識から行動への一方通行にとどまらず、知識と行動の双方向性を繰り返しながら学びを積み重ねていくことが必要です。

これまで同和問題の解決に向け取り組んだ成果と課題を土台としつつ、反省を踏まえながら、人権にかかわるあらゆる問題の解決へとつなげていかなければなりません。

③ 今後の取組

同和問題は、日本国憲法によって保障されている基本的人権に関わる問題であるということから、「地域改善対策協議会意見具申」を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、偏見や差別意識の解消に向け、引き続き積極的に次の取り組みを行います。

ア 人権教育の推進

学校教育においては、幼児、児童、生徒、学生の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて、同和問題をはじめさまざまな人権問題についての理解を深め、人権尊重の意識を高めます。また、自ら学び自ら考える力、豊かな人間性など「生きる力」の育成を目指し、一貫した教育の充実を図るとともに計画的かつ継続的な指導や啓発に努めます。また、教職員の資質や指導力の向上に努め、人権教育の一層の充実を図ります。

社会教育においては、官民協働で組織する八頭町同和教育推進協議会を中心に各種講演会や学習会の開催等、町民一人ひとりの正しい理解と認識を深め、豊かな人権感覚を育成するための取り組みを推進します。また、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、人権啓発センターや公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な学習機会の提供と指導者の養成に努めます。

イ 人権啓発の推進

人々の意識の中にある偏見や差別意識の解消を図るため、引き続き講演会や研修会を開催するほか、町の広報紙やホームページ等、身近な媒体を活用した効果的な啓発の推進に努めます。

ウ 人権啓発センター活動等の充実

人権啓発センターでは、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、人権課題解決のための各種事業を総合的に推進します。

エ 差別のないまちづくり

人権侵害が発生しないような社会的意識を確立するため、人権擁護機関との緊密な連携のもと、いつでも気軽に人権相談ができる体制づくりを進めます。また、差別解消を図るため、これまで行ってきた人権施策を発展的に捉えながら実施していきます。

同和問題に関して、結婚や就職等における差別、差別落書き、インターネットを利用した 差別情報の掲載等の事案が発生した場合には、人権侵害として差別事象対策委員会を開催し、 当該事案に応じた適切な解決を図ります。

また、差別につながる不正な身元調査の抑止のため、登録型本人通知制度(※3)の推進を図ります。

④ 町民のみなさんへ

同和問題の教育・啓発活動について、「寝た子を起こすな」という消極的な考え方があることが、平成27年(2015年)に実施した「人権・同和問題に関する町民意識調査」からもうかがえます。このような考え方は、同和問題の解決だけでなく、あらゆる人権問題の解決にとって大きな障害となっています。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、 町民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠です。

人権問題については、学習したから終わり(理解した)ということではなく、「差別の現 実から深く学ぶ」学習を重ね、気付きの感性を育み、心を養うことにより、いかなる場面に おいても、一人ひとりが自分自身の問題として捉え行動できるよう人権意識の向上を図って いく必要があります。

(※1) 同和対策審議会答申

昭和40年(1965年)に同和対策審議会が総理大臣の諮問「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」に対して提出した答申。同和行政の基本的指針となっている。

(※2) 地域改善対策協議会意見具申

地域改善対策協議会が出した意見書。昭和59年(1984年)・昭和61年(1986年)・平成3年(1991年)・平成8年(1996年)に出された。

(※3) 登録型本人通知制度

事前に登録をすることにより、登録者の住民票や戸籍謄抄本などが代理人や第三者に 対し交付された場合に、その交付の事実を本人宛に通知する制度。

(2) 女性

① 現状

わが国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けて、国連や国際社会の動きと連動しながら各種法制度や社会環境の整備など、さまざまな取り組みが進められてきました。

平成11年 (1999年) に制定された「男女共同参画社会基本法」は、「男女平等」を基盤として、基本理念の第1番目に「男女の人権の尊重」を掲げてあります。この「男女共同参画社会基本法」を基に性別による差別的取扱いや性に起因する暴力が根絶され、男女が社会のあらゆる分野で自立し、自分の存在に誇りを持つことができると同時に、一人の人間として敬意が払われる「男女共同参画社会」の形成に向けた取り組みの充実が図られています。

本町では、男女が互いを尊重しつつその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、平成17年(2005年)「男女がともに輝くまちづくり条例」を制定し、男女共同参画によるまちづくりの基本理念を定め、平成18年(2006年)3月に「八頭町男女共同参画プラン」を策定しました。その後、平成28年度(2016年度)からは「第3次八頭町男女共同参画プラン」として改定した計画に基づき、さらなる施策を推進しています。

② 課題

法制度や社会環境の整備の進展に伴い、女性の社会参画は、近年、目覚しいものがあります。少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少傾向にあるなど、社会経済情勢の急速な変化に対応していくうえでも、女性の社会参画は重要であると考えられています。

しかし、政策決定の場や指導的地位に占める女性の割合は少なく、国際的にも低水準であり、意思決定の場への女性の登用を促進していくことが必要です。 また、結婚、出産後における女性の就労継続の割合は依然として低く、年々増加の傾向にある派遣労働やパート労働等の不安定労働の多くを女性が占めています。平成23年の総務省の労働力調査によると、非正規雇用労働者1,733万人中、女性の非正規雇用労働者は約7割の1,188万人(男性の2.2倍)に上り、その内、パート労働者が63%を占めるという現状がありますが、その背景には、女性の労働力を依然として補完的なものととらえる風潮があります。

社会活動の中で、女性の能力が適正に評価されるような環境をつくり、社会的・経済的自立を支援していくことは、女性の人権を確立していくことに繋がります。

そのためには、保育施設などインフラ面の整備と併せて、社会保障制度のスムーズな運用 や男女双方の働き方の見直しを図っていくことが課題となっています。

また、その多くが潜在化していると考えられるDVや性暴力の被害者の多くは女性であり、 こうした女性に対する暴力行為は、決して許すことのできない重大な人権侵害であり、根絶 に向けた取り組みが必要です。

人々の意識や慣習の中に根強く残っている性別による固定的な役割分担意識は、女性の生

き方のみならず、男性の生き方の選択にも大きな影響を与えています。この意識を解消し、 一人ひとりが性別にとらわれず、多様な生き方を選択できる社会の実現のため、「男女平等」 の意識を広めていくことが非常に重要です。

③ 今後の取組

ア 男女平等と人権尊重意識の強化

家庭や学校、職場、地域などあらゆる場において、男女平等と人権尊重意識を深く根づかせるため、広報活動を積極的に展開し、男女共同参画の視点に立った社会通念、慣習、しきたりの見直しや意識の改革を推進します。

イ 男女共同参画社会の促進

八頭町男女共同参画プランに基づき、さまざまな分野での男女共同参画社会の形成に向けた諸施策を総合的かつ計画的に推進します。

ウ 女性に対する暴力の根絶

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であるとの認識に立ち、DVやストーカー行為、 セクシュアル・ハラスメント、性暴力、売買春などの根絶に対する啓発活動や相談事業を 推進します。

エ 経済的格差の解消及び貧困対策等、自立支援の推進

女性の能力を積極的に活かすことは、今後の経済活動にとっても不可欠であり、差別のない、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現にもつながります。

女性の就労環境の改善に向けて、関係機関の横断的な連携、ネットワークの構築により、 包括的な取り組みを推進します。

④ 町民のみなさんへ

これまで女性の人権についてはさまざまな取り組みを行ってきましたが、平成27年(2015年)の男女共同参画に関する町民意識調査結果において、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識は、いまだ根強く人々の意識に残っていることが明らかになりました。

このような意識や習慣は、男女ともに、自分らしくその人らしく生きていくことを妨げる 要因と言えます。

男女がお互いの人権を尊重し、喜びも責任も共に分かち合い、自分らしく輝いて生きていける男女共同参画社会は、誰もが生きやすい社会です。その社会の実現に向けて共に取り組んでいきましょう。

(3) 子ども

① 現状

近年、少子化や核家族化の進行、夫婦共働きの一般化、地域コミュニティーの希薄化や子育ての孤立化が進行し、家庭や地域の養育力が低下しています。保護者が、子育ての不安や悩みを相談する相手が身近にいないことなどから育児ノイローゼになったり、児童虐待に至ったりするケースも少なくありません。このような中、本町でも増加する虐待通告や児童相談等に、関係機関が連携して対応しています。

また、インターネットや携帯電話の普及や、集団生活や体験活動の欠如など、児童を取り 巻く環境の変化に伴い、心の問題を抱える児童も増えています。さらに、全国的には学校に おけるいじめや不登校、児童買春や薬物乱用といった、子どもの健全な成長や発達に深刻な 影響を与える問題も、依然として憂慮すべき状況にあります。

② 課題

地域社会全体で子どもを育てるという意識の醸成と、家庭、学校、地域社会が連携・協力して子育てを支援する体制の整備を推進していくことが求められています。

そのためには、学校教育での人権尊重教育の推進と差別や偏見をなくすための行動力の育成と同時に、子どもを一人の人間として認め、その意見や気持ちを尊重し、成長段階に応じて悩みに応えられる支援体制の充実を図らなければなりません。

また、子どもへの虐待は、心身の成長や人格形成に大きな影響を及ぼすとともに、将来の世代の育成に懸念を及ぼす行為であることから、どこの家庭でも起こりうる現象と捉える意識づくりが大切となります。そして、児童虐待の早期発見、早期対応のためにも、関係機関の連携による見守りと支援、子どもの人権の尊重と擁護に向けた取り組みをさらに推進していくことが必要となります。

③ 今後の取組

「子どもの権利条約」に掲げられているように、子どもは、身体と生命の安全はもちろんのこと、あらゆる形態の差別から保護されるという基本的人権の享有主体であり、さらに、子どもは単に保護や指導の対象としてだけでなく、自ら意見を表明する権利や参加する権利を保障されるとともに、家庭や社会生活のあらゆる分野で「子どもの最善の利益」が考慮されなければなりません。

また、子どもたちの実態に見られる「いじめ」や「問題行動」のほか、生命を軽視する風潮などは、大人社会の反映であることを改めて認識する必要があります。

ア 児童虐待の防止について

児童虐待防止に向けて、啓発活動を推進し、相談先の周知を図ります。

また、児童虐待の早期発見や解決のための体制づくりとして、要保護児童対策地域協議会の更なる充実を図ります。

イ 子どもの社会参加・体験活動の促進について

育成団体と地域、行政が連携し、子どもから大人までが安心して体験活動や社会参加活動に多く参加できる機会の場をつくっていきます。

ウ いじめ、不登校、問題行動について

人間形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期において、大人とのしっかりとした信頼関係の下で、自己肯定感を確立し、子ども同土の仲間意識や他者を認める意識を高めていくことを保育目標として推進していきます。

温かい人間関係を基盤とし、一人ひとりが潤いと活気に満ちた学校生活が送れるよう、 存在感や成就感を味わえる学級づくりをめざし、いじめや不登校、問題行動の未然防止に 努めます。

いじめや不登校、問題行動の兆候を学校、家庭、地域が共有するなど、関係機関が連携 して課題解決に向けた取り組みを推進していきます。

学校や警察等の関係機関の連携を強化するとともに、家庭や地域社会との連携も進めていきます。

④ 町民のみなさんへ

児童虐待は、子どもの将来に大きな影響を与えます。深刻な虐待を防ぎ子どもを守るためには早めの対応が必要です。身近で少しでも気になる子どもがいましたら、ご相談ください。 今後も、子ども達が小さい頃から、人との関わりの中で他人をいたわり、思いやる心を身につけさせていきましょう。

(4) 高齢者

① 現状

わが国は、急速な少子高齢化により、世界でも例を見ない超高齢社会を迎えています。いわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎えた平成25年(2013年)9月には、高齢者人口の推計は過去最高の3.186万人となり、日本国民の4人に1人が高齢者という状況になっています。

本町では、平成28年(2016年)1月末現在の高齢化率は31.4%ですが、今後も上昇することが予想されています。このような中、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、平成27年(2015年)に、「第6期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定し、介護、予防、医療、生活支援サービス、住まいが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に努めています。

② 課題

このような中で、すべての高齢者が生涯を通じて健康で生きがいを持ち、誰もが長生きしてよかったと実感できる、心豊かで活力ある高齢社会をつくることが求められています。

高齢者は、多年にわたり社会の進展に寄与し、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、これからの社会の重要な一員として、お互いに人権を尊重し合い積極的に地域活動を行うことが期待されています。また、すべての高齢者が明るく安心して生活が送れるように、各種福祉サービスの充実を図るとともに高齢者を介護している家族に対する支援の充実や介護予防の推進も求められています。

③ 今後の取組

ア 地域社会における「心豊かな長寿社会」づくりの推進

「第6期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の基本理念に基づき、住み慣れた地域で 長生きをしてよかったと実感できる「心豊かな長寿社会」づくりを推進します。

イ 高齢者の生きがいづくりの積極的推進と世代間交流の促進

高齢者の生きがいづくりとして、その豊富な知識や経験等を活用した地域活動や社会活動を行うとともに、地域の青少年や子どもとの交流を推進します。

ウ 高齢者の人権擁護の推進

高齢者の人権を守るために、認知症高齢者等の権利擁護事業や高齢者への虐待防止体制 の充実を図ります。

エ 高齢者福祉サービスの充実

高齢者の自立支援や在宅介護家族の支援を推進するため、介護予防事業や各種高齢者福祉サービスの充実を図ります。

オ 介護施設整備事業の推進

地域に密着した各種介護事業を推進するため、認知症高齢者グループホームなどについて、利用者の需要に応じた指定協議を行います。

④ 町民のみなさんへ

高齢化が一層進み、高齢者を取り巻く家庭環境や社会環境も大きく変化し、その内容も複雑化しています。

また、介護予防の観点から、町民一人ひとりが自ら進んで健康の増進と介護予防に努め、 生きがいを持って暮らせる社会をつくるため、努力することが最も大切であると考えられま す。

これからも、高齢者が今までに培った知識や経験を持った人生の先輩として、家族や友人、地域のさまざまな人々と知恵を出し合い、助け合うことができる社会をつくりましょう。

(5) 障がい者

① 現状

平成18年(2006年)10月、障害福祉サービスの一元化や自立した日常生活の支援を目的とした「障害者自立支援法」が完全施行されましたが、その後も法の円滑施行のための特別対策や抜本的な見直しに向けた緊急措置など、さまざまな改正がなされました。平成23年(2011年)8月には、「障害者基本法」の一部が改正され、目的規定の見直しや障がい者の定義の見直し、差別の禁止などが規定されたほか、平成24年(2012年)10月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

また、平成25年(2013年)4月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行(一部は26年4月施行)されたことにより、難病に伴う生活上の支援が必要な人も障害福祉サービスの受給対象となりました。

さらに、平成25年(2013年)6月に、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が制定されました。

障がい者やその家族を取り巻く環境が大きく変化する中、本町では平成27年(2015年)3月に「第4期八頭町障がい者福祉計画」を策定し、この中で「障がい者理解の促進」を重点課題の一つとして掲げ、障がいのある人の自立と社会参加を実現するため、障がい者に対する差別や偏見の解消に努めています。

② 課題

障がい者が生活のさまざまな場面での差別や偏見を感じる事象は、解消されていません。 障がいや障がい者への理解を一段と深め、障がい者の多様なニーズに応えるためには、各関 係機関が相互に連携し、それぞれの役割を明確にしながら問題解決に取り組むことが必要で す。

障がいのある人を対象として平成26年(2014年)に実施した町民アンケート調査では、働く意欲の高まりや、一般就労への希望が高いことが分かりました。

公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターの実績もあり、障がい者雇用は前進しつ つありますが、全国的にみるといまだ低迷しています。障がい者が安心して働き続けるため の総合的な支援策が求められています。

さらに、大規模な災害が発生した場合の要援護者への対応が急務となっています。福祉避難所の整備とともに、災害時要援護者対策を地域で取り組み、助け合う福祉のまちづくりを進めることが必要です。

また、学校教育の場では、障がいのある児童生徒が十分に教育を受けられるための合理的 配慮(※1)やその基礎となる環境整備を充実させていく必要があります。

③ 今後の取組

障がい者の完全参加と平等をめざし、また、誰もが温かいと感じられる社会の実現に努めます。

ア 障がい者の自立支援と社会活動への参加の推進

地域社会の中に存在し、暮らしにくさの基になっている、物理的、環境的なバリア、情報のバリア、心理的なバリアの解消に努め、自立(自らの持てる力を生かし、自己決定により、自主的な生活を営むこと)が達成できるよう支援していきます。

イ 地域における生活支援と情報提供の充実

地域の中で安心して暮らせるように、年齢や状態などに応じた必要な介護給付や訓練等 給付などの生活支援を行います。また、地域の中での疎外感を持たせないために手話奉仕 員の養成や派遣、声の広報の発行事業などを行い、情報の提供を行います。加えて、地域 の相談支援の拠点となる障がい者(児)相談・生活支援センターの充実にも努めます。

ウ 障がいや障がい者に対する理解の促進

障がい者に対する正しい理解を得るため、ボランティア活動などを通じて町民の参加と協力を推進し、障がいのある人とない人があらゆる機会を通じて交流し、相互の理解が図れるような機会の提供に努め、地域の人々への啓発を進めます。

エ 合理的配慮やその基礎となる環境整備

学校、教育委員会、本人、保護者で合意形成を図った上で、障がいのある児童生徒が平等に教育を受けるための基礎的環境整備や合理的配慮を充実させていくとともに、学校間連携、学校と関係機関との連携を推進し、インクルーシブ教育システム(※2)を構築するための特別支援教育を推進していきます。

④ 町民のみなさんへ

私たちは障がいの有無にかかわらず、自分の住居をもち、日中活動の場を確保し、余暇活動を楽しむなど、誰もが他の人々と同様の生活を送る権利を持っています。言い換えれば、「障がい者の問題」というのは、実は「障がいをもたない人の問題」なのです。

みなさんも一人の人間として、誰もが互いに人格と個性を尊重し、住み慣れた地域でとも に生活していける社会づくりに努めましょう。

(※1) 合理的配慮

合理的配慮とは、「障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適切な変更・

調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は、過度の負担を課さないもの」と定義されている。

(※2) インクルーシブ教育システム

障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組みのこと。

「インクルーシブ教育システム」は、平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」において初めて提唱された、新しい概念です。

(6) 外国人

① 現状

韓国横城郡と八頭町は平成17年12月に友好交流協定を締結し、様々な分野で交流事業を実施しています。特に小学生を対象とした子ども交流では異文化交流、学校生活体験、スポーツ交流、合同合宿等の活動を通して、国際的視野を持った人材の育成を図っています。

また、外国人の方が就労や結婚によって転入する場合もあり、現在55人(平成27年10月1日現在)の方が外国人登録をしています。

転入してきた外国人の方は、慣れない生活習慣や言葉の違いに戸惑いながら生活を送っている方もいます。

こうした、外国人住民が安心して暮らせるための施策を推進していくことが求められています。

② 課題

異なる国籍や文化的背景をもつ人々が、お互いに尊重し合い、さまざまな文化、多様性を 認め合う共生の心を持てるよう、意識啓発や国際理解教育、町民や団体等による交流の機会 づくりが必要です。

また、在住外国人の方が地域社会の中で安心して快適に暮らせるよう、情報提供の充実、人権相談窓口の明確化、就労の機会を保障するための取り組みが必要です。

定住化や永住化が進んでいる一方で、日本語の能力が不十分な外国人の方がいることから、 日本語の読み書きや日常会話を学習する機会を継続的に提供する必要があります。日本語の 理解が不十分な外国人の方は「災害弱者」とみなされることもありますが、正しく情報を理 解できれば、いざというときに協力し合える地域の担い手にもなり得ます。日常だけでなく 災害時においても、外国人の方が正しく情報を理解できる仕組みづくりが求められています。

③ 今後の取組

すべての人の人権が守られる共生社会の実現を目指します。

ア 多文化共生のまちづくり

多文化共生に関わるさまざまな団体や個人との意見・情報交換の場を通して、連携、協力を図り、多文化共生のまちづくりをめざします。

イ 姉妹友好都市交流の推進

横城郡をはじめ諸外国との交流を促進し、町民の多文化共生に対する理解を深める機会を提供します。

町民レベルでの交流を積極的に推進し、諸外国との交流を深め、多文化共生社会の実現をめざします。

ウ 外国人相談窓口の充実

日本語の不自由な外国人住民のため、外国人の住民登録や査証、国籍、婚姻、出生等について人権に配慮した母国語による相談窓口の充実を図ります。

④ 町民のみなさんへ

日本人、外国人の違いを問わず、誰でも人間らしく生きる権利を等しくもっています。互いの文化の違いを理解し合い、対等な関係を築きながら、すべての人の人権が守られる共生のまち、誰もが安心して生活できる地域社会をつくりましょう。

(7) 病気にかかわる人

① 現状

エイズ(※1)は昭和56年(1981年)にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、 世界中で流行し、感染者数は増加を続けています。

日本では、昭和60年(1985年)に初めてエイズ患者の報告以後、感染者は増加を続けていて、厚生労働省エイズ動向委員会の報告によると、平成24年(2012年)12月末で、エイズ患者は6,719人、HIV(※2)感染者は14,706人です。

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、遺伝病でないことも判明しています。また、発病した場合でも、現在では治療方法が確立しています。

エイズ患者やHIV感染者、ハンセン病患者や元患者等、さまざまな病気にかかわる人に対する誤解と差別の解消については、いまだに十分とは言えず、私たちは病に悩むすべての患者、感染者、家族や親類、医療従事者などを支援し、偏見や差別のない社会をつくらなければなりません。

② 課題

エイズは正しい知識をもつことにより予防できる病気です。現代社会では性の解放が進む 環境の中で、青少年をエイズから守るために、性教育を含めた正しい知識の啓発が必要です。 ハンセン病は、これまでの長期間にわたる隔離政策などにより、家族や親族などとの関係が絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

さまざまな病気にかかわる人に対する偏見や差別意識の解消に向けて、より一層の強化を 図っていく必要があります。

③ 今後の取組

エイズ患者やHIV感染者等、さまざまな病気にかかわる人が地域社会で安心して生活できる社会をめざし、偏見や差別をなくすための啓発事業等を関係機関と連携し推進していきます。

④ 町民のみなさんへ

あらゆる病気から生じるさまざまな人権問題が解決され、病気にかかわる人に対する誤解 と偏見を解消し、病気に対する正しい知識と理解を深めることにより、だれもが幸せに生き る社会を実現しましょう。

(※1) エイズ (AIDS)

体内に入りこんだウイルス (HIV) によってヒトの体内の免疫システムが損傷を受け、 病気を撃退できなくなったことで起こる、一連のさまざまな症状。

エイズは遺伝する病気ではありません。

(※2) HIV (ヒト免疫不全ウイルス)

HIVは空気中や水中では生きていくことはできませんが、いったんヒトの体内に入ると、免疫を担当している細胞を集中的に攻撃して、次々に破壊してしまいます。そのため、免疫システムが機能しなくなって、病気を防ぐことができなくなってしまいます。

(8) その他の人権課題

① 犯罪被害者等

犯罪は社会の規範に反した加害者が、被害者の基本的な権利を侵害するものです。

犯罪被害者は、生命や身体等に直接的な被害を受けるばかりではなく、その後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちをかけるように、興味本位のうわさや心ない中傷により名誉を傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされるなどの二次被害を受ける現状にあります。また、近年のわが国における犯罪の増加や凶悪化をみると、誰しも犯罪被害の当事者やその家族になりうる可能性があると言えます。

このような中、国は平成17年(2005年)に「犯罪被害者等基本法」を施行し、犯罪被害者の権利を明文化したほか、平成20年(2008年)には「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改め、支援の内容を拡充しました。犯罪被害者等の保護や支援のための法整備が進む中、被害者支援の重要性が広く認識されるようになりましたが、必ずしも十分とはいえず、犯罪被害者のさまざまな状況に応じた支援を実現するためには、地域社会全体での援助が必要です。

今後も、行政や司法、民間の多くの機関、団体と連携を図り、犯罪被害者の支援に努めます。

② 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居確保の困難など、社会復帰をめざす人たちにとって現実は極めて厳しい状況にあります。

真に更生し、社会の一員として生活を営むためには、本人の更正意欲とともに、家族や職場、地域社会等の理解と協力が必要となります。今後も、保護司会や更生保護女性会などの関係機関、団体との連携を図り、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消するため、教育・啓発活動を推進します。

③ 個人のプライバシーの保護

高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大していることにより、個人のプライパシーが侵害される事例が増えてきています。このような状況を踏まえ、個人の情報を保護する施策が必要になってきています。今後も、国や県をはじめとする関係機関と連携を図り、施策の推進に努めます。

4) その他

その他の人権課題としては、性的マイノリティ(※1)の人や非正規雇用等による生活困窮者への偏見、インターネットにおける人権侵害、アイヌの人々(※2)に対する偏見や差別、北朝鮮当局による拉致問題などの諸課題がありますので、国や県をはじめとする関係機関と連携を図り、あらゆる偏見や差別をなくしていくための施策の推進に努めます。

(※1) 性的マイノリティ

- ○身体・生物学的な性である「生物学的性」と、心の性である「性自認」が異なる状態 にある性同一障害者など少数者である人(トランスジェンダー)。
- ○同性愛者や両性愛者など性的指向に関して少数派である人
- ○先天的に身体上の性別が不明瞭である人等(インターセックス)

(※2) アイヌの人々

北海道、樺太、千島列島にまたがる先住民族で、狩猟や漁労、採集を主とする自然と

一体の生活様式をもっていた。室町時代から和人との交渉が生じ、江戸時代には従属を 余儀なくされ、明治以降は同化政策のもとで言語など固有の習慣や文化の多くが破壊さ れた。

2 あらゆる場 (機会) を通じた人権教育・啓発の推進

(1) 家庭

① 現状と課題

家庭教育は、あらゆる教育の原点と言われ、幼児期からの豊かな情操や思いやり、生命を 大切にする心、善悪の判断等、基本的倫理観を育む上で、極めて重要な役割を担っています。 しかしながら、核家族化や少子化など家庭を取り巻く環境の変化に伴い、家庭における教 育機能の低下等が指摘されています。

このことから、家庭教育の役割を再認識し、親自身が偏見をもたず、差別をしない、許さないということを日常生活の中で自らの姿をもって子どもに示していくことが重要です。そこで、さまざまな学習の機会をとらえ、各家庭内で人権感覚が身につき、豊かな心を育む教育が推進できるよう支援をしていきます。

② 今後の取組

ア 家庭教育への理解促進

PTA組織等との連携を密にし、協働による講演会の開催や広報紙の発行等を活用した 啓発を推進し、家庭における人権教育の重要性について理解が深まるよう努めます。

イ 学習機会の充実

すべての教育の出発点である家庭教育を支援するため、地区別人権学習会等、家庭教育に関する学習機会の充実を図り、各家庭において基本的人権を尊重する精神が身につくよう努めます。

(2) 地域社会

① 現状と課題

人権尊重の理念は、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利 の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うことにあります。

そのため、地域社会を構成する町民一人ひとりが、人権の意義や身のまわりの人権問題について正しく理解するとともに、日常生活の中で態度や行動に表れるよう豊かな人権感覚を身につけることが重要です。

しかしながら、日常生活の中には、間違った認識から起こる差別事象や偏った見方や考え 方からおきる人権侵害等、基本的な人権が侵害される事案が発生しています。

このことから、さまざまな学習の機会を通して、町民の人権問題に対する理解と認識が深

まるとともに、身近な差別や偏見を見抜く感性や合理的なものの見方や考え方を養えるよう に努めます。

② 今後の取組

ア 人権教育に関する学習機会の充実

学習会、講演会、研究集会、講座等の開催、広報紙による啓発、啓発冊子の活用、啓発 事業におけるアンケートの実施など、人権教育に関する学習機会の充実に努めます。

イ 人権教育に関する指導者の養成

学習会や講座等を開催し、人権教育に関する指導者の養成に努めます。

ウ 人権課題に係る関係部局との連携

同和問題、女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障がい者の人権、外国人の人権 などに係る関係課との連携を深め、各種啓発事業の充実に努めます。

(3) 学校等

① 現状と課題

保育所・学校においては、子どもたちの発達段階に応じて、人を思いやる心、正義や公正 さを重んじる心等の人権尊重の精神に基づいた、豊かな人間性を育成することが大切です。

保育所では、児童一人ひとりが違いを認め合い、相手を尊重して、それぞれの良さや可能性を発揮して自己実現を図りながら、互いに信頼し合い、共感し合って温かい人間関係をつくることが重要です。

小学校では、地域や児童の実態に即し、人権尊重を基盤に、意図的かつ計画的に基礎学力を身につけるとともに、体験活動や交流活動等の機会の充実を通して人権尊重の意識を高めます。

中学校では、保育所、小学校の基本認識を踏まえ、日本国憲法や教育基本法の基本理念である人権尊重の精神を学ぶとともに、人権問題の解決を自分自身の課題として捉え、解消に向け実践する生徒の育成に努めます。

② 今後の取組

ア 発達段階に応じた指導の工夫

子どもたちの興味や関心を引き出し、主体的に学習ができるよう、発達段階に応じた指導の工夫に努めます。

イ 体験を重視した効果的な指導の充実

自然体験や社会体験、高齢者や障がい者との交流など、体験を重視した指導の充実に努

めます。また、他者とのコミュニケーション能力育成の技能を身に付けられるような指導 の工夫に努めます。

ウ 教職員の人権意識や指導力を高める研修の充実

人権教育を推進していくためには、全教職員・保育士が豊かな人権感覚を身に付けて子 どもたち一人ひとりと接する必要があります。

このため、あらゆる人権課題への理解と認識を深め、教科等の実践的指導力を高めるための研修の充実を図ります。

(4) 企業・団体等

① 現状と課題

近年、企業や団体等は社会を構成する一員として、社会的責任や社会的貢献が問われるようになり、人権問題に無関心ではいられません。企業での人権啓発は、経営者を含めた従業員全員が人権に対する認識を深めることにより、人権意識を日々の業務に反映させ、あらゆる人々に配慮した企業活動を展開することにあります。

特に、企業内での女性、障がい者、外国人等の待遇問題や採用時の配慮に関して、公正採 用選考人権啓発推進員(※1)が中心となり、人権問題について啓発に努めています。

② 今後の取組

ア 企業内人権啓発講演会の開催

公正採用選考人権啓発推進員等を対象とした講演会を引き続き開催します。

- イ 人権教育・啓発に関するアンケート調査の実施 企業内における人権教育・啓発等に関するアンケート調査を実施します。
- ウ 自主的な取り組みへの支援

企業の人権意識高揚の自主的な取り組みができるよう、情報提供や講師の派遣などの支援を行います。

(※1) 公正採用選考人権啓発推進員

同和問題をはじめあらゆる人権問題についての正しい理解と認識をもって、差別のない公正な採用選考システムを確立するため厚生労働省が選任を勧奨しているもので、100人以上の従業員の企業が対象となります。

3 人権に関係の深い職業に従事する人たちに対する人権教育・啓発

この計画による人権教育・啓発には町民の理解と協力が必要ですが、特に業務を進めるうえで人権に配慮する職業に従事する教職員、医療関係者、行政職員等への人権教育・啓発を積極的に推進します。

(1) 教職員·社会教育関係者

① 教職員

子どもの人格形成に重要な役割を担う教職員は、人権尊重の理念について十分な認識をも ち、熱意と使命感をもって教育活動を展開することが望まれます。

そのため、各学校での人権教育授業の公開、人権に関わる講演会、人権教育参観日に併せた事前研究会の開催等、児童生徒に身につけさせたい資質・能力を明確にした授業を行えるよう努めることにより、人権教育についての理解と認識を深め、資質と指導力の更なる向上に努めます。また、幼児・児童・生徒の「豊かな心」の育成のため、児童生徒に身近な学級の問題などの話し合いや、自他尊重を認め合う学習など、仲間づくりを意識した学習に積極的に取り組むともに、家庭や地域社会との連携をはじめ、高齢者や障がい者との交流等の体験活動の推進を支援します。

② 社会教育関係者

学習会等の啓発活動では、会の運営はもとより、地域における人権教育・啓発を推進する 資質や能力が求められています。

そのため、社会教育関係者の人権に関する理解や認識が深まるよう研修の充実に努めます。 研修にあたっては、豊かな人権感覚が身につき、各種人権課題に即した取り組みを推進する 幅広い識見と知識を持った人材を育成するとともに、それぞれの段階に応じた多様な学習機 会や学習方法が提供できるよう、資質や能力の向上に努めます。

また、保育所、学校における人権教育の取組は、家庭、地域、関係諸機関をはじめ、多くの協力があってこそ、その効果を十分に発揮することができます。

学校教育の成果を社会教育へと繋げていくため、連携促進のための環境整備を支援します。

(2) 医療・保健福祉関係者

① 医療関係者

医師、看護師、保健師などの医療従事者は、疾病の予防や治療、保健指導など人の生命と健康に直接かかわることから、患者と家族のプライバシーやインフォームド・コンセント(※1)に対する認識と配慮が必要とされ、病歴等診療情報の保護に努めるなど、高い職業的倫

理と人権意識に基づいた行動が求められます。そのため、自主的な取り組みが促進されるよう積極的に支援します。

② 保健福祉関係者

保健師、民生児童委員、社会福祉施設職員などの保健福祉関係者は、子ども、高齢者、障がい者等と直接かかわりをもっており、業務を進めるにあたっては個人のプライバシーや人間の尊厳に対する認識など、高い職業的倫理と人権意識を持ち、社会的・経済的に不利な状況に置かれている人々の自立と自己実現を援助するという役割を果たしていかなければなりません。

そのため、人権教育・啓発が推進されるように関係団体等へ働きかけるとともに、自主的な取り組みが促進されるよう積極的に支援します。

(3) 行政職員・消防団員

① 行政職員

行政職員は、町民の日常生活に職務等を通じて深く関わることから、人権課題の多様化に 対応した知識の習得と客観的な物事の判断により、職務の遂行が行えるよう、職員一人ひと りが人権感覚を身につけることが求められています。

そのため、職員がそれぞれの行政分野において、人権尊重の視点に立った適切な応対が行えるよう各部署に人権研修担当委員を配置して、職場内の人権に関する研修の充実を図るとともに、行政施策を実施する際には、人権全般に配慮するよう努めます。さらに、行政全体の資質の向上を図りながら、各地区同和教育推進委員会の運営や各行政事務事業等に取り組む等、地域における人権教育・啓発の推進に積極的な役割を担うよう努めます。

② 消防団員

消防団員は、災害への対処、火災予防活動などを通じた、また被災者及び家族等の生命身体等の安全な保護上、知り得た個人情報について、十分に配慮して取り扱うことに努めます。

(※1) インフォームド・コンセント (informed consent)

治療や手術を受ける際に、前もって起こりうる危険性について、医師から十分な説明 を受けたうえで患者が与える同意。

4 人材の養成、カリキュラム・教材・手法の開発

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、あらゆる機会に、あらゆる年齢階層に対して、その発達段階に応じた働きかけをする必要があります。

そのためには、行政のみならず家庭、地域、学校、社会教育施設、企業、民間団体等における積極的な取り組みとともに、町民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠です。

町民一人ひとりが人権教育・啓発の推進者として活動していただくため、講演会や研修会等の開催のほか、町の広報紙やホームページを活用するなど、より多くの町民に学習の機会を広げるよう努めるとともに、一人ひとりが主体性をもった取り組みへと繋げていく必要があります。

また、これらの活動がより効果的に行えるよう、人権教育・啓発のカリキュラムや教材等 に関して創意と工夫に努めます。

参考資料

発八人第43号

諮問

八頭町部落差別撤廃人権擁護審議会会長 様

八頭町部落差別撤廃・人権擁護総合計画について

八頭町において人権尊重の諸施策を推進し、総合計画の効果的な推進を図るため、八頭町部落差別撤廃人権擁護総合計画を策定したいので、八頭町部落差別撤廃及び人権擁護に関する条例第7条の規定により諮問します。

平成27年11月20日

八頭町長 吉田英人

答申

八頭町長 吉 田 英 人 様

八頭町人権を尊重するまちづくり基本計画について

平成27年11月20日に諮問のあった八頭町人権を尊重するまちづくり基本計画の策定について、次のとおり答申します。

当審議会は、諮問を受けて以来、本町がめざす人権が尊重された明るく住みよいまちを築くため、今後必要と思われる施策等あらゆる視点から検討し慎重に審議を重ねてまいりました。

町長におかれましては、今後さらなる効果的な施策の推進を図り、差別がなく人権が尊重 される八頭町の実現のため、計画を着実に推進されるよう答申いたします。

平成28年3月1日

八頭町部落差別撤廃人権擁護審議会 会 長 桑 村 和 義

八頭町部落差別撤廃人権擁護審議会委員名簿

	氏			名	所 属
1	森	木	不由	由子	部落解放同盟八頭町協議会郡家地区協議会
2	岡	島	友	子	部落解放同盟八頭町協議会船岡地区協議会
3	多	内		登	部落解放同盟八頭町協議会八東地区協議会
4	田	中	將	歲	八頭町民生児童委員会
5	山	﨑	かま	33	八頭町女性団体連絡協議会
6	平	木	幸	江	八頭町女性団体連絡協議会
7	桑	村	和	義	八頭町社会福祉協議会
8	矢	部	敏	勝	八頭町老人クラブ連合会
9	前	田	博	毅	八頭町小中PTA連絡協議会
10	山	﨑	泰	央	八頭町小中学校部会
11	小	林	英	樹	八頭町人権擁護委員会
12	淀	瀬	秀	子	八頭町人権擁護委員会
13	富	永	恵	子	八頭町人権擁護委員会

会 長 桑 村 和 義 副会長 多 内 登

(平成17年3月31日条例第110号)

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定めた日本国憲法の理念に反し、いまだ厳存する部落差別をはじめその他の差別を根本的かつ速やかに解消するため必要な事項を定めることにより、部落差別撤廃及び人権擁護を図り、もって平和な明るい町の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため必要な施策を積極的に推進するとともに、町民の 人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第3条 すべての町民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(町の施策)

- 第4条 町は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすため、生活環境の改善、社会福祉の 充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等に関する施策を 積極的に推進するものとする。
- 2 町は、前項の施策推進に当たっては、住民の自主性を尊重し、自立向上の意欲を助長するよう配慮するものとする。

(実熊調査)

第5条 町は、前条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ実態調査等を行う ものとする。

(人権啓発)

第6条 町は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすため、人権啓発活動等の施策を積極 的に推進するものとする。

(審議会)

第7条 町は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための重要事項を調査審議する機関として、八頭町部落差別撤廃人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の郡家町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例(平成6年郡家町条例第33号)、船岡町部落差別撤廃、人権擁護に関する条例(平成6年船岡町条例第22号)又は八東町部落差別撤廃及び人権擁護に関する条例(平成6年八東町条例第26号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

平成8年7月9日 鳥取県条例第15号

鳥取県人権尊重の社会づくり条例をここに公布する。

鳥取県人権尊重の社会づくり条例

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、自由と正義と平和の基礎であり、かつ、法の下の平等及び基本的人権の保障を定めた日本国憲法の精神にかなうものである。

この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見 のない社会が実現されなければならない。

ここに、我々鳥取県に暮らすすべての者は、豊かな自然に抱かれ、歴史と文化を育んできたふるさと鳥取の地で、共に力を合わせてこの使命を達成することを決意し、真に人権が尊重される社会とするため、この条例を制定する。

(目的)

- 第1条 <u>この条例</u>は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らすすべての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題への取組みを推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。 (県の責務)
- 第2条 県は、<u>前条</u>の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するとともに、県行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚を促進しなければならない。
- 2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携協力しなけれ ばならない。
- 3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。 (市町村の責務)
- 第3条 市町村は、県が実施する人権施策に協力するとともに、自らの行政分野で人権尊重 に配慮し、人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

(県内に暮らすすべての者の責務)

第4条 県内に暮らすすべての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの

担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に 協力しなければならない。

(基本方針)

- 第5条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。
- 2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 人権尊重の基本理念
 - (2) 人権に関する意識の高揚に関すること。
 - (3) 差別実態の解消に向けた施策に関すること。
 - (4) 相談支援体制に関すること。
 - (5) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関すること。
 - (6) 同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題における分野ごとの施策に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

(人権に関する相談)

- 第6条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口(県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者(以下「相談者」という。) への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。)を設置する。
- 2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。
 - (1) 相談者への助言
 - (2) 国、県、市町村等が設置する相談機関(人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。) その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。) の紹介
 - (3) 関係機関と連携した相談者の支援
 - (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援
- 3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものと する。
- 4 <u>前3項</u>に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。 (平21条例14・追加)

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

- 第7条 人権施策基本方針その他人権施策に県内に暮らすすべての者の意見を反映させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)を設置する。
- 2 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くも

のとする。

3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(平21条例14・旧第6条繰下)

- 第8条 協議会は、委員26人以内で組織する。
- 2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 (平21条例14・旧第7条繰下)

附則

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則 (平成21年条例第14号)

(施行期日)

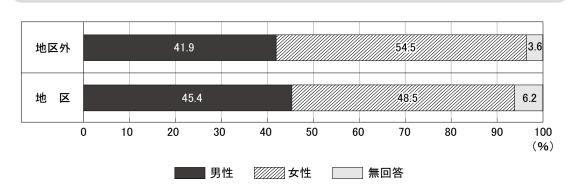
1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

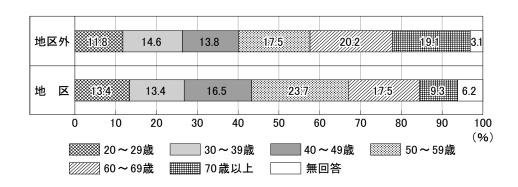
2 略

平成27年度人権・同和問題に関する町民意識調査(抜粋)

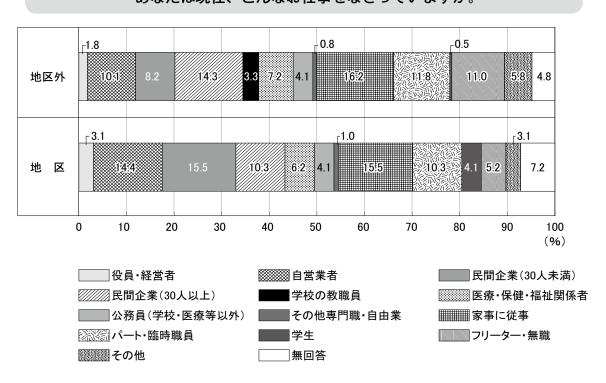
あなたの性別は。



あなたの年齢は。

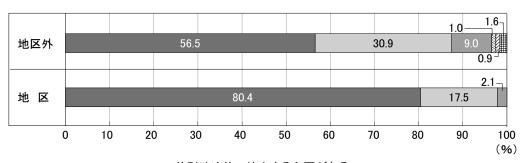


あなたは現在、どんなお仕事をなさっていますか。

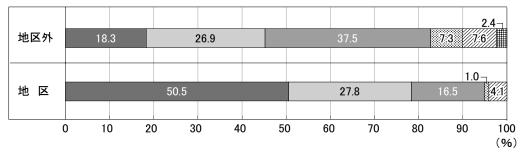


人権や差別についてどのようにお考えですか。

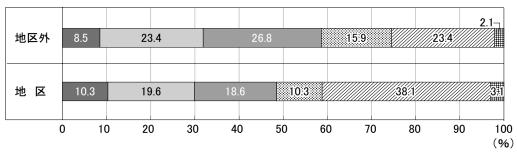
差別は、人間として最も恥ずべき行為の一つである



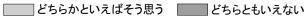
差別は法律で禁止する必要がある



社会に差別があるのは、仕方のないことである

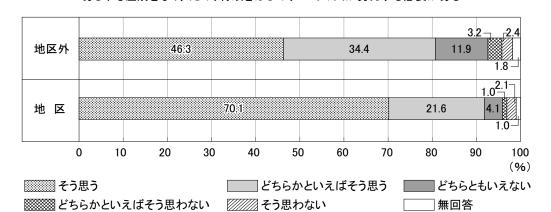




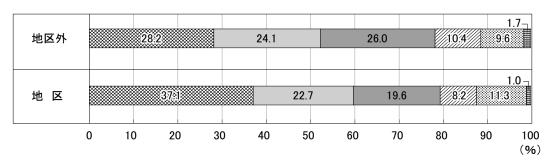


無回答

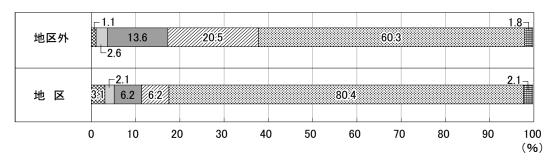
あらゆる差別をなくすため、行政をはじめすべての人が努力する必要がある



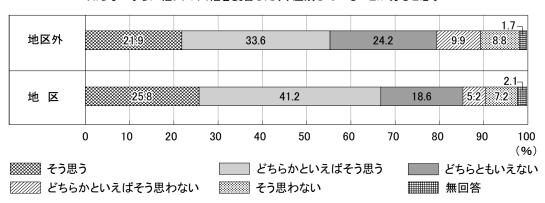
誰もが自分の人権は保障されていると思っている



人権問題とは、差別されている人の問題であって自分には関係ない

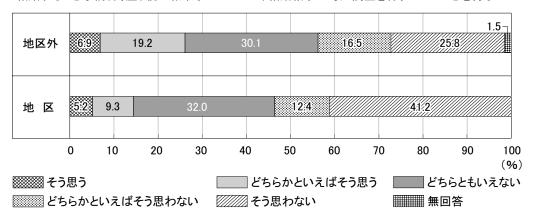


知らないうちに他人の人権を侵害したり、差別していることがあると思う

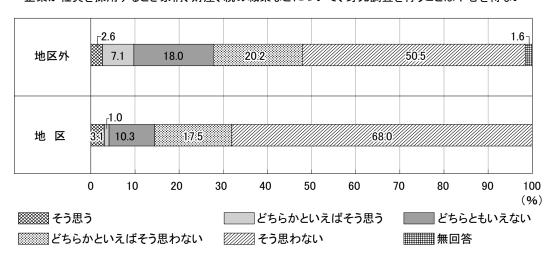


身元調査についてどのようにお考えですか。

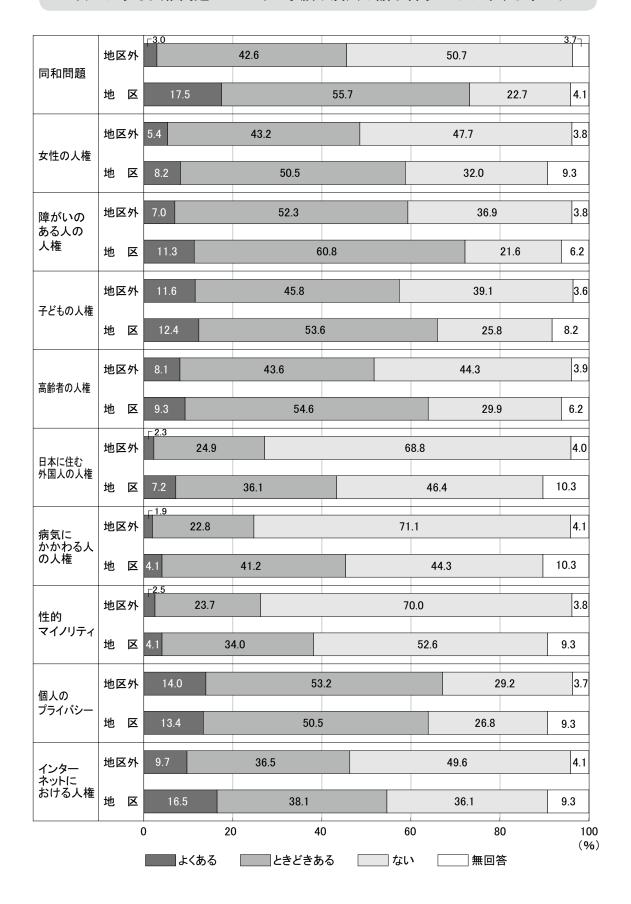
結婚するとき家柄、財産、親の職業などについて、結婚相手の身元調査を行うことはやむを得ない



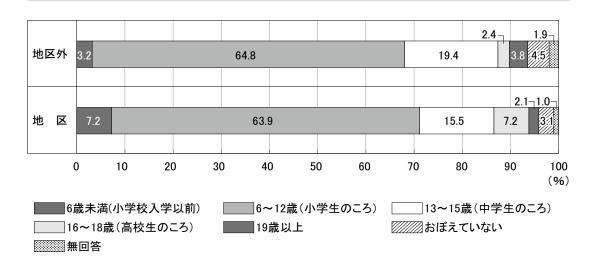
企業が社員を採用するとき家柄、財産、親の職業などについて、身元調査を行うことはやむを得ない



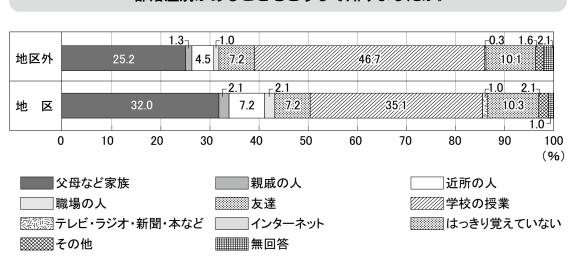
次のような人権問題について、家族や友人と話し合うことがありますか。



差別があることを、はじめて知ったのはいつごろですか。

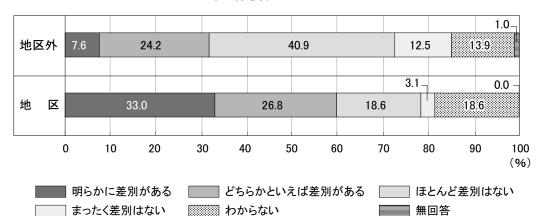


部落差別があることをどうして知りましたか。

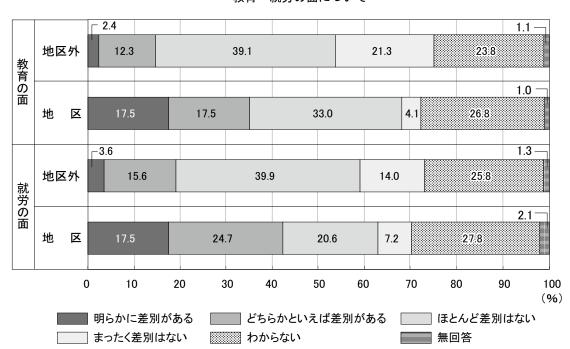


現在も、差別があると思いますか。

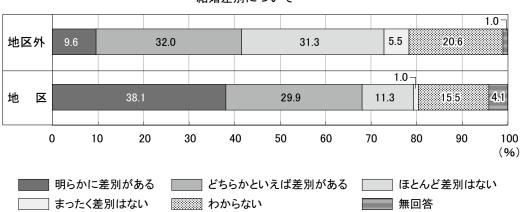
日常の付き合いについて



教育・就労の面について

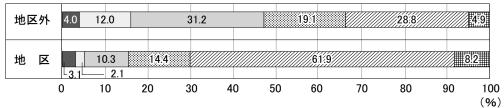


結婚差別について

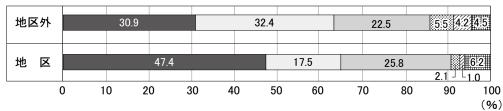


同和地区や同和問題について、現在どのようにお考えですか。

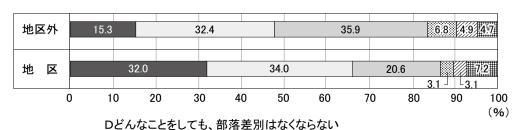
A部落差別は、私とは関係のない話だと思う

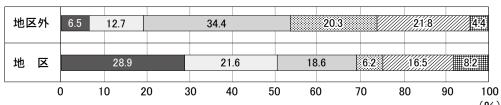


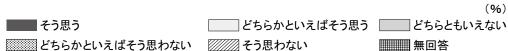
B部落差別を許さない態度を身につけることは、他の人権問題にも取り組めると思う



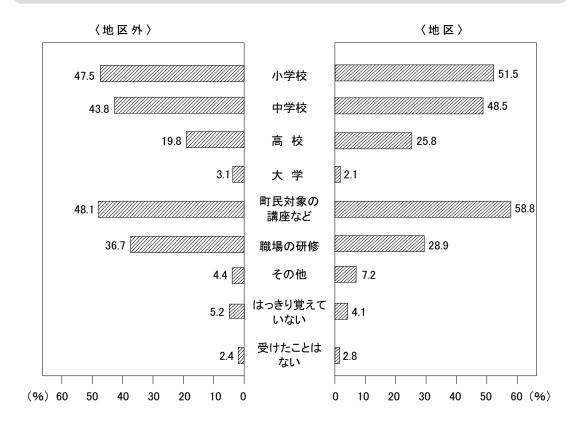
C自分の問題として、解決のために努力したい



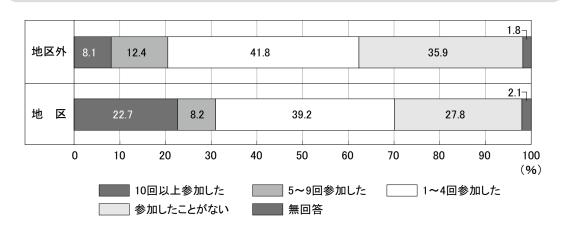




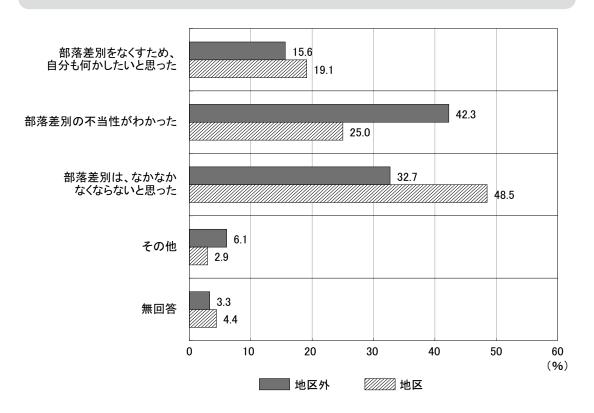
学校や職場、地域で、同和問題についての学習を受けたことがありますか。



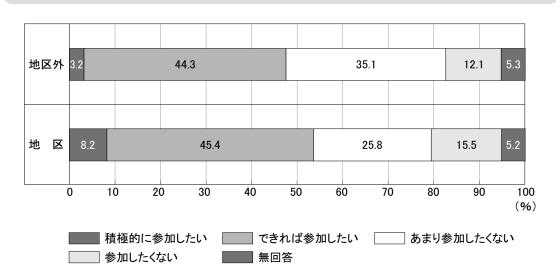
最近5年間に同和問題の講演会や研修会に参加されたことがありますか。



参加してどんな感想を持ちましたか。

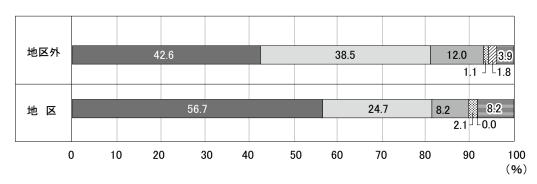


部落差別をなくすための催し物などに、参加したいと思いますか。

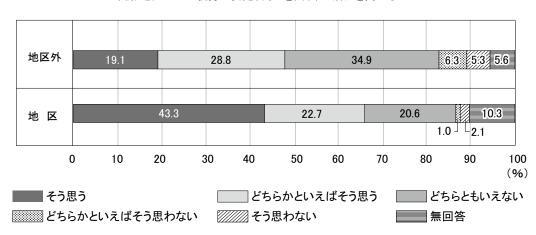


同和問題の解決のためどのようなことを行ったらよいですか。

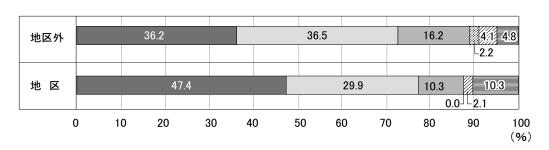
A皆が人権意識を高め、差別をなくすように努める



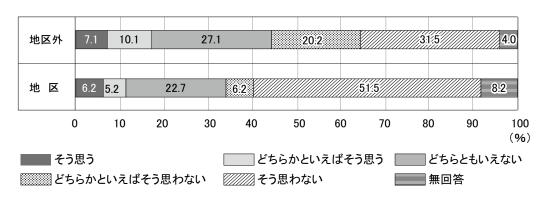
B同和地区の人の就労の安定、向上を図り、生活力を高める



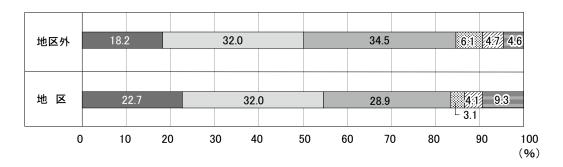
C学校教育、社会養育で差別の不当性を教え、差別しない人権尊重の意識を高める



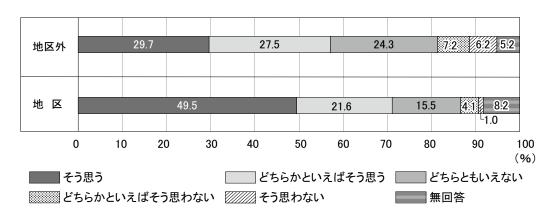
D同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば自然に差別はなくなる



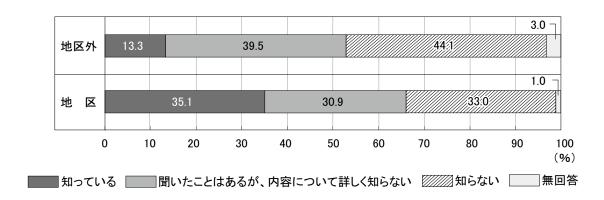
E同和地区外の人との交流を深め、お互いに理解し合うよう努める



F悪質な差別をしたり、差別を営利目的に使用するものを法律で厳しく罰する

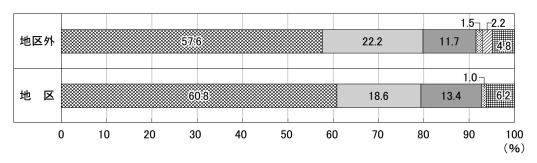


平成17 (2005) 年度に「八頭町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」が制定されています。この条例を知っていますか。

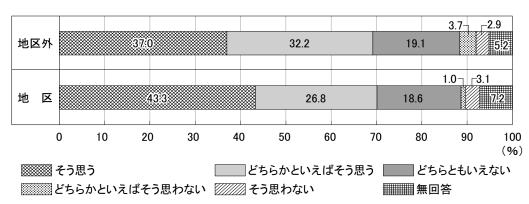


次のような意見やことがらについておたずねします。

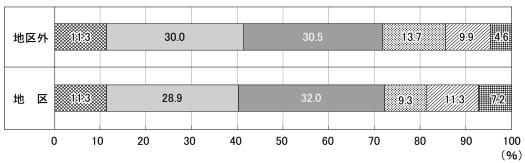
成功するためのチャンスは、等しく保障されるべきだ



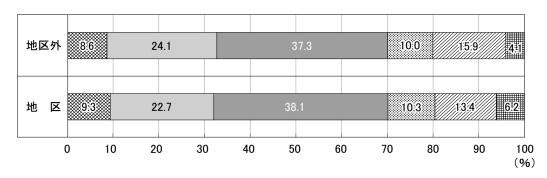
人々がより平等に扱われれば問題は少なくなるだろう



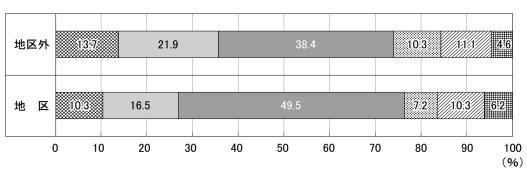
私は世間の目が気になる方だ



家事や育児は、男性より女性が適している



本家と分家の関係は大切にしなければならない



※※※ そう思う

どちらかといえばそう思う

どちらともいえない

どちらかといえばそう思わない ////// そう思わない

無回答